

## 小屋裏物置等の取扱いについて

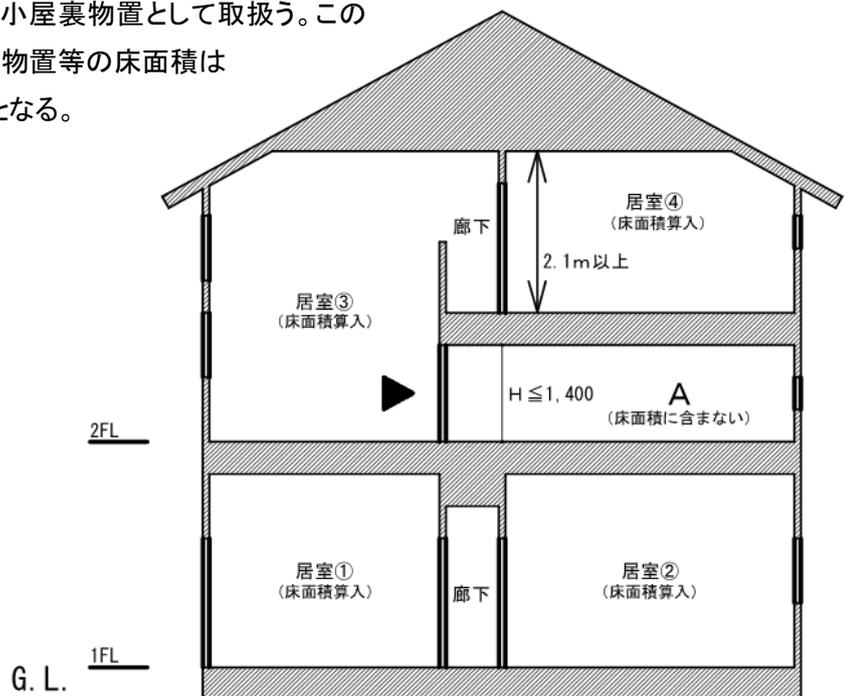
当市における小屋裏物置等の取扱いは、日本建築行政会議編集の「建築基準のための基準総則・集団規定の適用事例」を参考に判断を行っており、この図書（図説）に示す位置及び形態の範囲内のものは、小屋裏物置等として取扱い、その部分については、階及び床面積として参入する必要はありません。

これ以外の位置及び形態の小屋裏物置等で判断が困難な場合は、平面・立面・断面図を提示の上、お問い合わせください。

なお、これまでの相談事例を踏まえて、注意を要する例を参考までに示します。

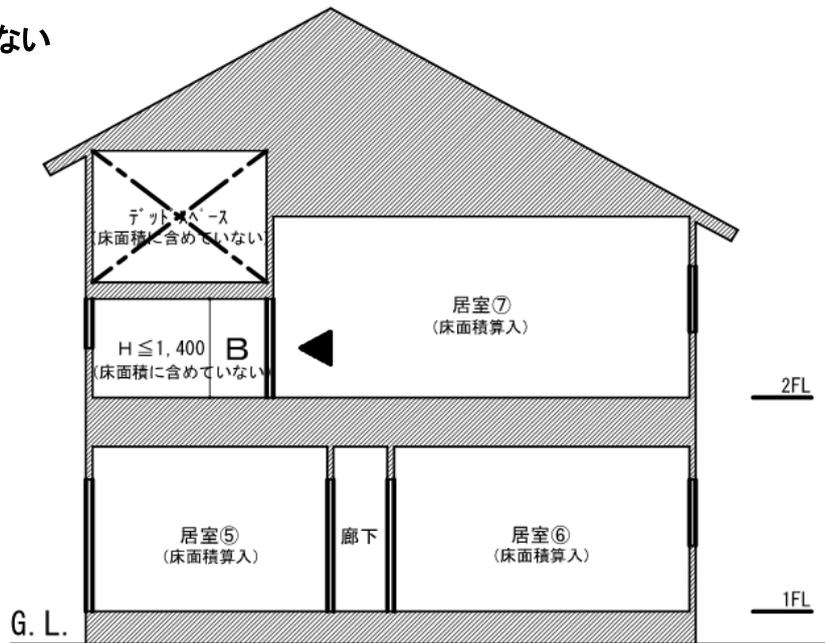
### 例1 小屋裏物置等と取扱う

床面積の算定で、Aの直下にある居室②を1階床面積に、Aの直上にある居室④を2階床面積に計上しているため、Aの部分を余剰空間とし、小屋裏物置として取扱う。この場合に、許容される小屋裏物置等の床面積は  
 $(\text{居室③④} + \text{廊下}) / 2$  未満となる。



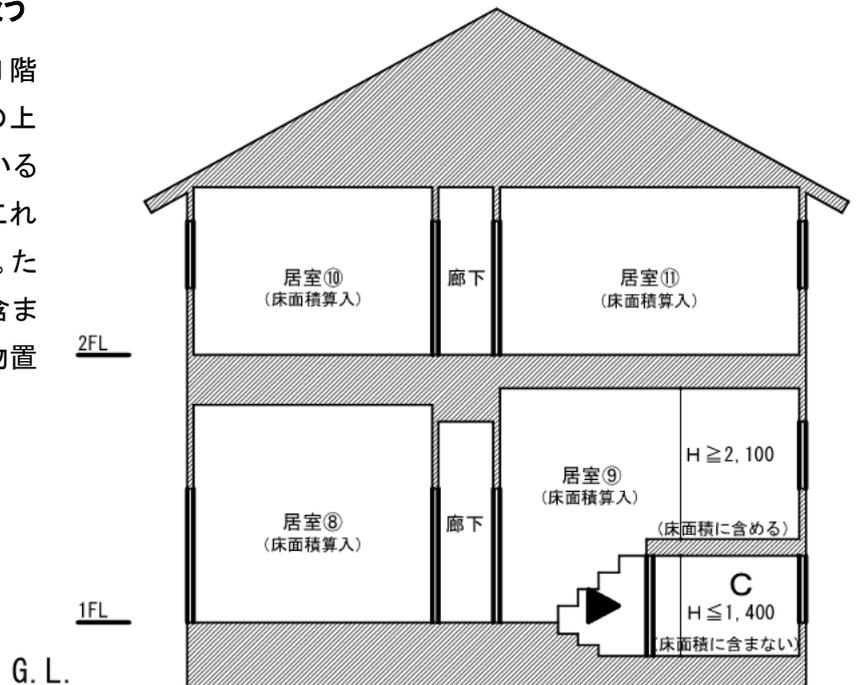
**例2** 小屋裏物置等と取扱わない

Bの直上部分をデッドスペースとして2階床面積に算定しない場合、形状としてBとデッドスペース部分は二重の小屋裏となることから小屋裏物置等と扱わない。



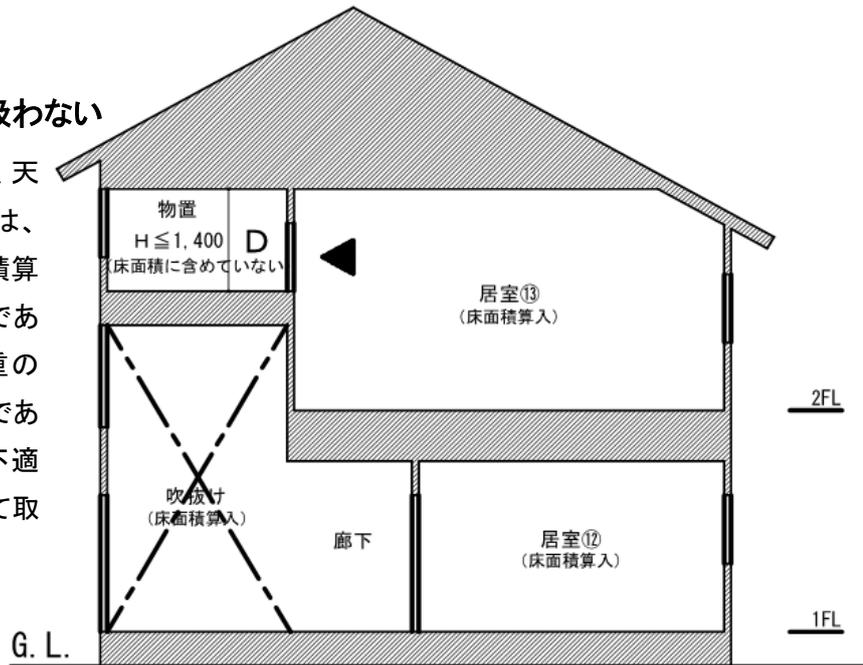
**例3** 小屋裏物置等と取扱う

床面積の算定で、居室⑨を1階床面積に計上する際に、Cの上部を1階床面積に算入しているのであれば、小屋裏その他これらに類する部分として取扱う。ただし、Cの上部が床面積に含まれていない場合は、小屋裏物置等と扱わない。



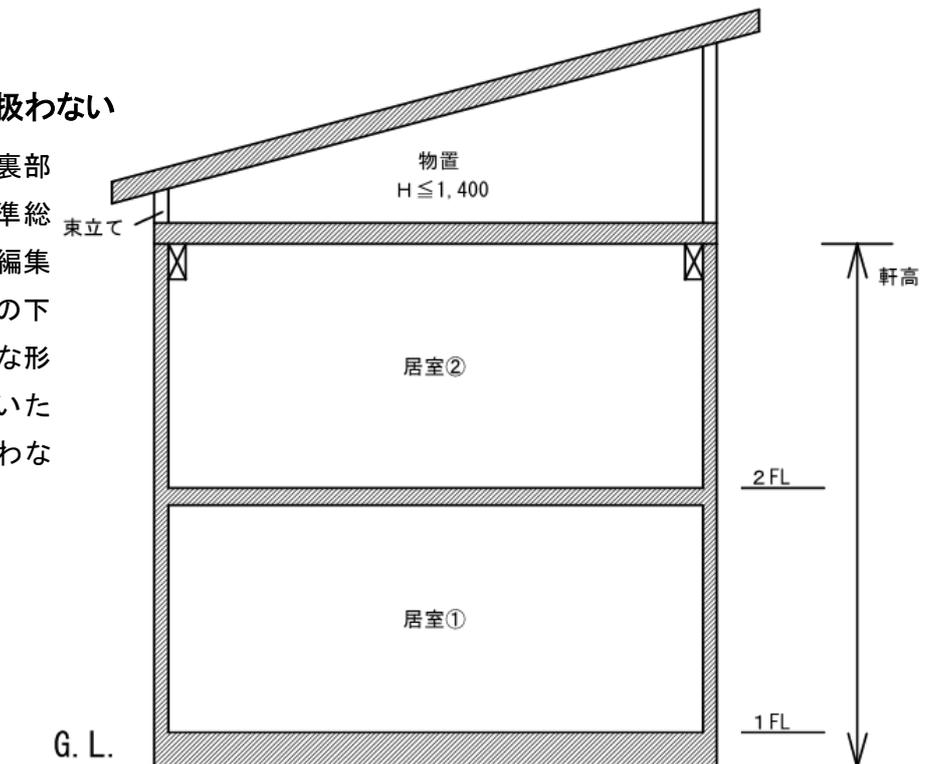
**例4 小屋裏物置等と取扱わない**

吹き抜け空間を上げ、かつ、天井裏の空間下に設ける計画は、当該部分の上階の床（床面積算入部分）が存在しない計画であり、天井裏部分も含め、二重の小屋裏物置を誘発するものであるため、余剰空間としては不適切であり、小屋裏物置等として取扱わない。



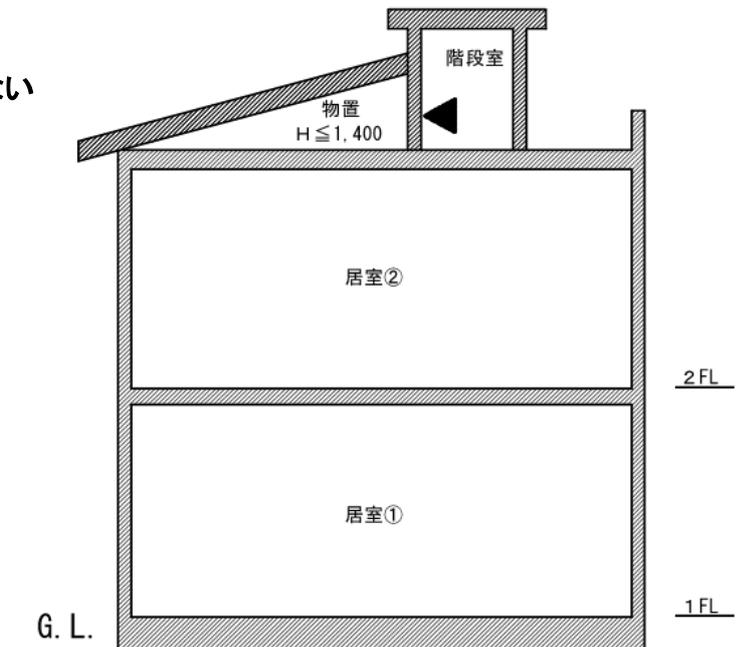
**例5 小屋裏物置等と取扱わない**

束立てにより意図的に小屋裏部分の高さを上げており、基準総則の集団規定の適用事例（編集日本建築行政会議）の図説の下屋部分においても、このような形態を許容するとは解せないため、小屋裏物置等と取扱わない。



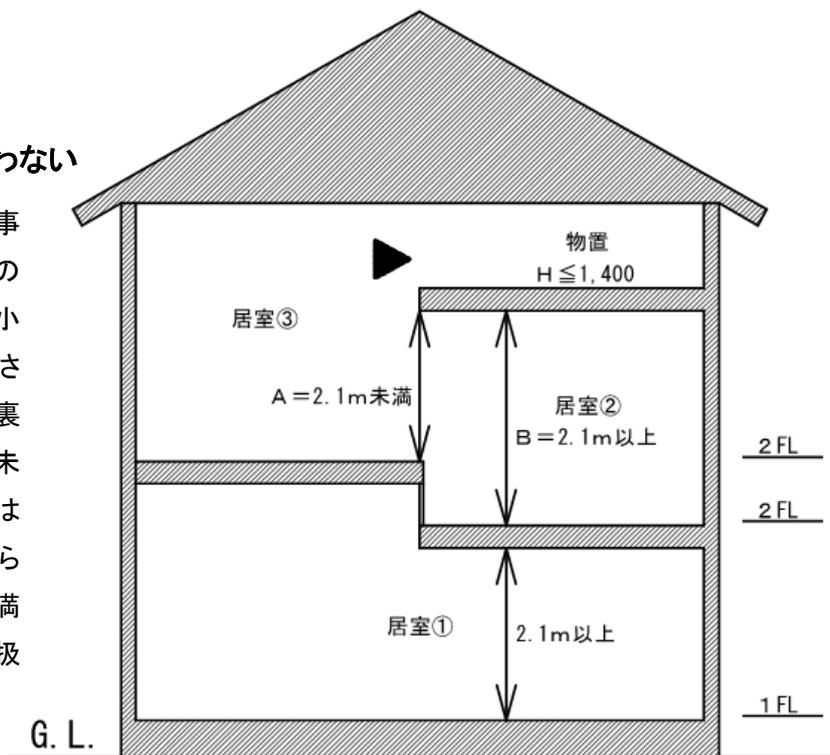
**例6** 小屋裏物置等と取扱わない

ペントハウス(階段室)やルーフバルコニーなどの屋上部分から、直接、物置への出入口が設けられている場合は、小屋裏物置として専用性がないため、取扱わない。



**例7** 小屋裏物置等と取扱わない

基準総則の集団規定の適用事例(編集 日本建築行政会議)の図説において、居室の床から小屋裏物置等の下部における高さが2.1m以上ある場合に小屋裏物置等と解しており、この高さ未満の場合も許容されているとは解せないため、居室③の床から物置下部の高さAが2.1m未満の場合は、小屋裏物置等と扱わない。



根拠法令等

建築確認のための基準総則集団規定の適用事例 1-8 (2) 小屋裏物置等